

防災教育交流事業業務委託 仕様書

1 名称

防災教育交流事業業務委託

2 目的

東日本大震災発生から 15 年となる年に、東日本大震災の被災地訪問や被災地の中学生との交流、訪問前後の探究的な学習等を通じて、鎌倉市立中学校に在籍する生徒が震災の教訓と復興の現在を多角的に学ぶとともに、将来の地域防災を担う人材の育成を目指すことを目的として実施するものである。

具体的には、以下の 4 点を達成することを目指す。

- (1) 東日本大震災の被災地の実情と復興の歩みを、五感を通して学ぶことで、防災・減災への当事者意識と実践的な知識をかん養すること
- (2) 「事前学習」「現地スタディツアー」「事後学習」を有機的に連動させた探究学習のサイクルを通じて、生徒が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的に思考・行動する能力を育成すること
- (3) 陸前高田市の中学生との協働的な学習や、復興に携わる多様な人々との対話・交流を通じて、多角的な視点とコミュニケーション能力を育むこと
- (4) 現地での学びを自らの言葉で再構築し、鎌倉市の地域防災へ貢献する具体的な提言や行動計画として発信する経験を通して、未来の地域社会の担い手としての自覚と素地を養うこと

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4 実施場所

原則として鎌倉市内及び陸前高田市を含む東日本大震災の被災地

5 参加対象及び「現地スタディツアー」の同行者

- (1) 鎌倉市市立中学校に在学する中学生（以後「参加生徒」という） 10 名
参加者の決定は市が行うが、令和 8 年 7 月頃を予定していることから、参加人数が変動する場合は、確定した時点で契約金額を変更する。
- (2) 市職員 2 名（予定）

6 委託業務内容

受注者は、本事業の目的を達成するため、市担当者と緊密に連携しながら、以下の業務を誠実に履行すること。また、本事業の大枠の工程については、別紙「事業工程表」を参照すること。

なお、特に（2）（3）（4）については、それぞれが分断された個別のイベントとしてではなく、生徒の学びが深化・発展していく一貫した「探究学習プログラム」として有機的に設計・連

携されていることを必須要件とする。

(1) 全体統括・管理業務

ア 事業全体の実施計画の策定、及び進捗・工程管理

イ 市担当者との定例打合せ（月1回程度を原則とする）の開催

ウ 本事業の実施に関する関係各所との連絡・調整業務。特に、プログラム内容の具体化に関しては、市担当者と綿密に連携して決定すること。さらに、現地スタディツアーの陸前高田市の現地中学生との交流に関しては、市が進める陸前高田市との連携の中で、現地担当者と受注者を引き合わせることで、その後は受注者が主体となって運営の調整を行うこと。

エ 委託業務に係る経費の執行管理、支払、精算等の一切の会計事務

(2) 【探究の導入】事前学習プログラムの企画・実施

ア 目的

現地訪問に向けた動機付けと問題意識の醸成を行い、生徒一人ひとりが自らの「問い」を具体的に設定することを目的とする。

イ 内容

(ア) 東日本大震災の概要、防災に関する基礎知識を提供するレクチャー

(イ) 生徒の知的好奇心を引き出し、自ら課題を発見するためのワークショップの設計・実施 等

ウ 実施時期等

履行期間中、上記(2)アイについて、参加生徒の学習効果が最大化される時期に実施すること

(3) 【探究の核心】現地スタディツアーの企画・実施・引率

ア 目的

事前学習で設定した「問い」を、現地での調査・検証・対話を通じて探究し、五感を通じた一次情報の獲得と他者との関わりの中から学びを深めることを目的とする。

イ 内容

(ア) 陸前高田市他、東日本大震災の被災地までの往復及び現地での安全かつ効率的な交通手段（貸切バス等）の手配

(イ) 参加生徒の安全、健康、衛生面に最大限配慮した宿泊施設と食事の手配

a 宿泊施設について

宿泊する部屋は、参加生徒は原則としてツインルーム、引率者の部屋はシングルルームとし、1泊2食（夕朝食）付きとする。ただし、旅程の都合上ホテルでの夕食が難しい場合は、1泊1食（朝食のみ）も可とする。

b 食事について

1日目：昼食、夕食 2回

2日目：朝食、昼食、夕食 3回

3日目：朝食、昼食 2回

目安金額は昼食1,500円、夕食3,000円、朝食は宿泊代金に含む。

(ウ) 震災遺構や伝承施設の視察

(エ) 参加生徒が設定した「問い」に応じて、復興まちづくりに関わる多様な主体（例：行政職員、NPO法人職員、観光・物産関係者、農林漁業者、地元企業経営者、若者団体等）との交流の機会の確保

(オ) 陸前高田市の市立中学校生徒との交流プログラムの運営。

なお、交流プログラムの内容については、現地生徒による市内案内、プレゼンテーションを予定しているが、詳細は陸前高田市担当者と調整の上、決定すること。また、陸前高田市の市立中学校生徒の参加者調整、当日の引率等は陸前高田市が中心となっていく。

ウ 引率・安全体制

参加生徒に対し、安全管理、健康管理、学習支援の観点から、事業責任者を含む2名以上の引率者を配置すること。なお、引率者のうち1名は、看護師またはそれに準ずる医療資格を有する者を含むこと。

エ 実施時期等

令和8年(2026年)8月5日(水)から7日(金)の2泊3日とする。なお、陸前高田市の中学生との交流は、2日目の午後に必須とする。

(4) 【探究の展開】事後学習プログラムの企画・実施

ア 目的

現地での体験や学びを整理・内省し、自らの「問い」に対する現時点での結論や新たな発見を他者に伝わる形で表現・発信する能力を養うことを目的とする。

イ 内容

(ア) スタディツアーで得た情報や気づきを分析し、探究のプロセスを可視化するワークショップを設計・実施すること。

(イ) 事業の成果を広く発信するための成果報告会の企画・運営。プログラム構成、会場設営、進行及び配布資料の作成等、運営全般を担うこと。(対象：保護者、学校関係者、市職員、地域住民等を想定)

ウ 実施時期等

現地スタディツアー終了後、成果報告会を含む事後学習プログラムを2回以上実施すること。成果報告会の実施時期については、市と協議の上決定すること。

(5) 参加生徒・保護者関連業務

ア 保護者に対しては、本事業の内容、行程、安全管理等について丁寧に説明すること

イ 事業期間中における、参加生徒及び保護者からの問い合わせに対応するための一元的な窓口を設置・運営すること

ウ アレルギー、既往症、その他心身の事情により個別の配慮が必要な生徒に関する情報を事前に把握し、保護者と連携の上、安全で円滑な参加を支援すること

(6) 緊急時の対応

ア 緊急時対応要領を作成すること

イ 参加者全員を被保険者とする、十分な補償内容の旅行傷害保険に加入すること

ウ 事故、体調不良等が生じた際に必要な手配を行うこと。受注者に起因しない事由で生じた経費等は、保険等により対応する。ただし、その範囲で対応が困難な場合は、委託者と受注者で協議の上、変更契約を行う場合がある。

エ 自然災害等の影響による事業実施の判断については、委託者と受注者で協議の上決定するものとする。

(7) 記録業務

本事業の全行程における活動の様子を撮影した写真及び動画データ（個人が特定できるものについては、市が別途定める同意書に基づき撮影すること）を整理し、市に提出すること

7 実施体制

- (1) 本業務の全体を統括する事業責任者を1名配置すること。事業責任者は、本市との協議・連絡調整の窓口としての役割を担う。
- (2) 本業務の核心である探究学習プログラムの品質を担保するため、中学校の生徒を対象とした探究学習プログラムの設計及びファシリテーションに関する5年以上の実務経験を有する担当者を1名以上、主担当として配置すること。

8 見積に含める費用

事前・事後学習に係る資料作成費、会場費、外部講師等への謝金、講座運営費、現地スタディツアーに係る参加生徒及び引率者（市職員2名分を除く）の往復交通費（東京駅起点）、移動手段に係る経費、宿泊費、食費、保険料、見学や休憩に伴う入場料や施設利用料、有料道路料金及び駐車場代、会議室使用料、現地協力団体等への謝金、講座運営費を費用に含むものとする。

9 成果品

以下の成果品を、令和9年3月31日までにデータ及び書面にて各1部提出すること。

(1) 業務完了報告書

- ア 事業実施概要（各プログラムの日時、場所、参加人数、実施内容の記録、写真等）
- イ 委託経費執行実績報告（支出を証明する書類の写しを添付）
- ウ 参加生徒を対象に実施したアンケートの集計結果及び分析
- エ 事業全体の成果と防災教育の今後の展望について

(2) (1) の電子データ

- (3) 活動の様子を撮影した写真及び動画データ（個人が特定できるものについては、市が別途定める同意書に基づき撮影すること）（DVD-R等）

10 再委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

11 その他

(1) 個人情報の取り扱い

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務委託の処理を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を順守すること。また、委託業務終

了後も同様とする。

- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者や企業等の派遣に要する費用については、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
- (5) 作成した資料等は、引用元や出典を明記すること。
- (6) 業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。
- (7) 業務完了の 14 日前までを目途に、発注者における照査を経た業務報告書等の案について、発注者の確認を得ること。
- (8) 業務完了時には、成果品の確認を受けるものとする。これに当たっては原則として受注者の業務における責任者が立ち会うものとする。なお、訂正等が必要な箇所が確認された場合は、受注者は、直ちに訂正等を行った上で、再度、確認を受けるものとする。
- (9) 業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

12 その他の事項

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。